令和８年第１回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和８年１月１６日（金）

午前９時３０分開議

１　会期の決定

２　前回会議録の承認

３　教育長報告

４　議案第１号　令和８年度　武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について

５　議案第２号　武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

６　協議事項

⑴　令和７年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞（案）について　協議事項資料1

⑵　武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画（素案）について　協議事項資料2

７　その他

議案第１号

令和８年度　武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について

令和８年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和８年１月１６日

武蔵村山市教育委員会

教育長　池　谷　光　二

（提案理由）

令和８年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業を定める必要があるので、本案を提出します。

令和８年度　武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業

武蔵村山市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画（令和４年２月策定）」で定めた「基本方針」に基づき、武蔵村山市の特性を生かして、令和８年度における主要施策・主要事業を総合的に推進する。

【基本方針１　生きる力を育む教育の推進】

知識基盤社会において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

また、これからの子供たちには、「何を学ぶか」だけでなく、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で資質・能力を育成するとともに、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが重要である。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力の定着や健やかな心と体の育成を図ることができる教育を推進する。また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の理念等を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題まで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

【基本方針２　学校・家庭・地域の連携・協働の推進】

我が国と郷土の未来を切り拓く子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校、家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携・協働体制を強化することが求められる。

そのために、コミュニティ・スクールとして開かれた学校づくりを推進するとともに、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

【基本方針３　教育の質の向上と教育環境の整備】

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育９年間を見通した教育活動の充実を図り、教員が、自らの資質や能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるため、ＧＩＧＡスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させるとともに、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進する。

【基本方針４　自己実現を目指す生涯学習の推進】

人生１００年時代の到来が予測される中、あらゆる場所における学習を通して市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

【基本方針５　教育財産の有効活用の推進】

市が保有する財産を最大限活用するという観点から、教育財産についてもその活用を推進することが求められる。

そのために、特に学校施設は、様々な用途を考え、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

学 校 教 育

【まちづくり学習の推進】

「武蔵村山市第五次長期総合計画」に示された将来都市像の実現に向けて、まちづくりの視点を取り入れた学習を推進し、児童・生徒が市の発展や課題について自ら学び考え、問題解決に取り組む姿勢を培うとともに、地域の教育資源を活用し、子供たちの成長と学びを支える教育活動を推進します。

【ＤＸの推進】

ＧＩＧＡスクール構想に係る一人１台端末をはじめとしたＩＣＴ機器等を最大限活用し、効果的な学習及び利用の日常化を目指します。

クラウド活用による効果的・効率的な校務支援システムの安定稼働及び教育セキュリティポリシーに則った柔軟な運用を図り、教育データの分析・利活用や校務の効率化を積極的に推進します。

ＩＣＴ支援員の活用を図り、デジタル技術の活用を含めた教職員研修を充実させることで、教育の質の向上に努めます。

【学校規模適正化の推進】

児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくため、市内の人口動向や児童・生徒数の実態、学校規模等を踏まえ、学校規模の適正化を推進します。

【計画的な学校施設・設備改修の推進】

「公共施設等総合管理計画」に基づき策定された「学校施設長寿命化計画」に沿って、適正な教育環境を維持・改善するため、児童・生徒の安全に考慮しながら、学校施設・設備改修の推進に努めます。また、引き続き学校施設の照明器具をＬＥＤ化することによる省電力化を図り、脱炭素社会の実現に貢献する取組を推進します。

【安全・安心な教育環境の整備】

児童・生徒においしく安心で安全な給食を提供します。

また、市内の小・中学校等と連携し令和７年度から開始した食物アレルギー除去食に対する知識・理解を深めるとともに、学校給食の運用状況の定期的な評価と改善により更なる充実を目指します。

東京都の補助金を活用した学校給食費無償化を継続し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

【人権教育・道徳教育の推進】

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、 子供たちが自分の権利について学び、思いやりの心を育み、あらゆる偏見や差別をなくすために、教育活動全体を通じて子供の権利に関する理解促進や人権教育・道徳教育を推進します。

【確かな学力の定着・体力の向上】

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能の習得と言語能力の向上を図るための指導を充実させ、学習意欲の向上及び学習規律の確立を図り、探究的な学びを目指します。また、体力テスト結果のデータ活用により体力向上策の検証・分析・改善を効率的に進め、数値的根拠に基づく取組を推進します。

【共生社会の実現に向けた教育の推進】

児童・生徒及びその家庭が抱える様々な課題に対する教育相談体制の充実に向けて、引き続き体制整備を推進するとともに、子供たち一人一人が自分のよさや可能性を認識し、多様性を受け入れ尊重し合いながら学べる機会の確保に努めます。

「第六次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な教育支援や発達支援が必要な子供一人一人に対し、連続性のある適切な指導と必要な支援が行われるよう、指導の充実を図ります。

【小中一貫教育の推進】

義務教育９年間を通して、系統的・継続的な教育活動を全校で展開するため、目指す子供の姿を保護者・地域と共有し、コミュニティ・スクールの機能を生かした連携を一層推進し、地域とともに進める小中一貫教育の充実に努めます。

【学校評価に基づく経営改善の推進】

各学校が策定する「学校評価計画表」の中期及び短期経営目標、具体的方策に基づき、目標値の達成を目指して、組織的・計画的に教育活動を推進します。また、成果と課題の検証に基づき、校内における人材育成を図り、経営改善を推進します。

生 涯 学 習

【生涯学習の推進】

「第六次生涯学習推進計画」に基づき、生きがい・ふれあいを育む生涯学習を目指して、「生涯学習のまちづくり」の視点のもとに、本市の生涯学習を総合的かつ効果的に推進します。

国の「こども大綱」の内容を勘案しながら子供たちが意見を表明しやすい環境づくりや子供の主体性を育む取組を推進します。

【家庭教育の支援】

家庭は教育の根本であることから、幅広い世代を対象として、基本的な生活習慣や生活能力、社会的マナーなどの重要性についての普及啓発活動に努めるとともに、地域全体で家庭の教育力の向上が支えられるよう、共に学び交流する視点から家庭教育講座を開催し、家庭教育を支援します。

【社会教育の充実】

地域住民等の協力により実施する学習支援の場である「地域未来塾」事業や、放課後に子供たちの安全で安心な居場所を確保するための「放課後子供教室」事業が、子供たちにとってよりよい「居場所」 ともなるよう継続実施するとともに、「放課後児童対策パッケージ２０２６」に基づき、学童クラブとの連携を推進します。

市内全小・中学校の学校運営協議会が、中学校区を基盤に連携し、情報を共有するとともに、切磋琢磨しながら、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

【文化財の調査、保護・活用】

市内に残る文化財の保護や調査を実施し、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、歴史民俗資料館及び分館収蔵資料の展示・公開や講座等を実施し、文化財保護思想の普及啓発を促進します。

また、歴史資料をデジタルアーカイブ化し、インターネットを通じていつでも、どこからでも資料を閲覧・活用できる環境の構築を図ります。

【スポーツの推進】

「スポーツ都市宣言」の理念を踏まえ、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、賑わいと活力あるまちづくりを進め、市民の健康・体力づくりの推進に努めます。

「第二次スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ推進委員及び各地区のスポーツ協力員と連携しながら、地域の実情に応じたニーズの把握に努め、地域のスポーツの場づくりを促進します。

【図書館運営の充実】

令和９年度から令和１３年度までの「第五次子供読書活動推進計画」を令和８年度に策定する中で、図書館ＤＸの推進や図書館事業の充実及び読書活動に関する施策を着実に展開していくとともに、電子図書館と学校との利用連携など、市民の読書環境の充実を図ります。

議案第２号

武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

武蔵村山市立図書館協議会委員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和８年１月１６日

武蔵村山市教育委員会

教育長　池　谷　光　二

（提案理由）

武蔵村山市立図書館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

別紙

1　武蔵村山市立図書館協議会委員

2　任 命 年 月 日　令和８年１月１日

3　任　　期　令和８年１月１日から令和９年１２月３１日まで

4　氏名・住所・選出区分

氏　　名	住　　所	選　　出　　区　　分
押本　純樹	武蔵村山市本町	学校教育の関係者
飯星　健司	武蔵村山市神明	学校教育の関係者
小野江　隆	武蔵村山市学園	学校教育の関係者
木村　祐子	武蔵村山市本町	家庭教育の向上に資する活動を行う者
吉澤　和泉	武蔵村山市神明	家庭教育の向上に資する活動を行う者
豊泉　　良	武蔵村山市岸	家庭教育の向上に資する活動を行う者
髙橋　裕子	武蔵村山市三ツ藤	社会教育関係者
木下　千里	武蔵村山市三ツ木	社会教育関係者
森田　　明	武蔵村山市三ツ藤	学識経験のある者
山田　義高	武蔵村山市中藤	学識経験のある者

令和七年度　武蔵村山市立小学校卒業証書授与式　教育委員会告辞

本日ここに、武蔵村山市立〇〇小学校の令和七年度卒業証書授与式が挙行されるに当たり、教育委員会として一言御挨拶を申し上げます。

卒業生の皆さん、御卒業おめでとうございます。

本日、皆さんは、卒業証書を手にし、小学校を卒業する喜び、四月から始まる中学校生活への期待に、胸を弾ませていることと思います。励まし合い、支え合った友達、親身に指導してくださった先生方、優しく見守ってくださった地域の方々、そして、いつもそばで応援し続けてくださった御家族のことなど、小学校生活を通じてお世話になった多くの方々への感謝の気持ちも胸一杯に抱いていることと思います。

さて、この一年は「生成ＡＩ」や「人工知能」という言葉を、ニュース等で目にする機会が増えました。私たちの生活や社会は、科学技術によって大きく変わろうとしています。本日は、そのような時代を支える人の一人として、アメリカ・カーネギーメロン大学の山﨑加周（やまざき　かしゅう）さんを紹介したいと思います。

山﨑さんは、ロボットや人工知能の研究に取り組む若い研究者です。高校卒業後、アメリカの大学に進学し、ロボットやコンピュータの仕組みについて学びました。その後も大学院で学びを深め、ロボットが安全に動くとともに、ロボットが自ら学ぶための基礎となる技術の研究を続けてきました。

こうした地道な学びと挑戦の積み重ねが評価され、山﨑さんは、世界をより良く変える可能性をもつ三十歳未満の若者の一人として選ばれています。しかし、山﨑さん自身は、特別な才能があったからではなく、「分からないことをそのままにせず、学び続けてきた結果」だと語っています。

山﨑さんは、子供のころから「どうしてだろう」「もっと良くできないかな」と考えることが好きだったそうです。その気持ちを大切にしながら、中学校、高校、大学と進む中で、学びに挑戦し続けてきました。小さな「好き」や「疑問」を大切にし、努力を重ねることで、今では世界の研究者と共に社会を支える仕事に取り組んでいます。

卒業生の皆さんは、これから中学校という新しい環境に進みます。勉強が難しく感じることや、思うようにいかないこともあるかもしれません。しかし、何か一つでも「面白い」「もっと知りたい」と感じることを見付け、それに向き合い、挑戦し続けてほしいと思います。その積み重ねが、皆さん自身の力となり、これからの学びや生き方を支えていくはずです。中学校での新たな挑戦に向かう皆さん一人一人の姿に、心から期待しています。

保護者の皆様におかれましては、お子様の御卒業、誠におめでとうございます。成長した子供たちの姿を御覧になり、感慨もひとしおのことと拝察いたします。この六年間、本市の教育活動に温かい御支援、御協力を賜りましたことに心から感謝申し上げます。引き続き御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

結びに、今日まで御指導くださいました校長先生をはじめ教職員の皆様、並びに本校の教育のためにお力添えを賜りました地域の皆様に厚く御礼申し上げ、教育委員会の告辞といたします。

令和八年三月二十四日

武蔵村山市教育委員会

（１，２６８文字）

令和七年度　武蔵村山市立中学校卒業証書授与式　教育委員会告辞

本日ここに、武蔵村山市立第〇〇中学校の令和七年度卒業証書授与式が挙行されるに当たり、教育委員会として一言御挨拶を申し上げます。

卒業生の皆さん、御卒業おめでとうございます。

本日、皆さんは、中学校三年間、義務教育九年間の全課程を修了し、ここに卒業証書授与式を迎えることができました。

互いに励まし合い、支え合った友達のこと、親身になって指導してくださった先生方のこと、優しく見守ってくださった地域の方々、そして、いつもそばで応援し続けてくださった御家族のことなど、今、皆さんは多くの人たちとの思い出を噛みしめていることでしょう。その思い、感謝の気持ちを忘れずに、新たな道に出発してほしいと思います。

さて、この一年は「生成ＡＩ」や「人工知能」という言葉を、ニュース等で目にする機会が増えました。私たちの生活が便利になる一方で、「正しく使えるのか」「安心して任せられるのか」といった新たな課題も生まれています。本日は、そのような時代において、社会を根本から支える研究に取り組んでいる人物として、鈴木大慈（すずき　たいじ）さんを紹介したいと思います。

鈴木さんは、高校卒業後、上級学校へ進学し、人工知能がどのような仕組みで学び、判断しているのかという「基礎となる原理」を研究してきました。生成ＡＩはとても賢く見えますが、その土台には数理的な理論や厳密な考え方が欠かせません。鈴木さんは、その見えない部分を明らかにし、人工知能が誤った判断をしにくくするとともに、人や社会の役に立つ形で使われるための理論を積み重ねてきました。

このような研究は、すぐに目に見える成果として現れるものではありません。しかし、この土台があるからこそ、私たちは人工知能を安心して使うことができます。鈴木さんの取組は、社会の裏側で信頼や安全を支える、重要な役割を果たしています。

鈴木さんは、高校、大学、大学院と、上級学校で学びを深めながら、自ら問いを立て、考え続けてきました。その積み重ねが、社会からの評価につながっています。この姿は、学ぶことが社会の土台を創る力になることを、私たちに教えてくれます。

卒業生の皆さんも、これから高等学校、そしてその先の学びへと進んでいきます。社会が大きく変化する時代だからこそ、目立つ成果だけでなく、見えないところで社会を創る学びの価値にも目を向けてほしいと思います。自分は何を学び、どのように社会と関わっていきたいのかを考えながら歩んでいく皆さん一人一人の姿に、心から期待しています。

保護者の皆様におかれましては、お子様の御卒業、誠におめでとうございます。義務教育を修了し、卒業証書を手にした子供たちの姿を御覧になり、感慨もひとしおのことと拝察いたします。また、これまで、本市の教育活動に温かい御支援と御協力を賜りましたこと厚く感謝申し上げます。今後とも引き続き御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

結びになりますが、今日まで御指導くださいました、校長先生をはじめ、教職員の皆様、並びに本校の教育のためにお力添えをくださいました地域の皆様に厚く御礼を申し上げ、教育委員会の告辞といたします。

令和八年三月十九日

武蔵村山市教育委員会

（一，２９７文字）

協議事項
資料２

武蔵村山市第六次
特別支援教育推進計画（素案）

令和８年度～令和１２年度

令和８年１月

武蔵村山市教育委員会

目　　次

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨 1

２　計画の位置付け 2

３　計画の期間 2

４　国・東京都・武蔵村山市の取組経過 3

（１）国の取組経緯 3

（２）東京都の取組経緯 6

（３）市の取組経緯 8

第２章　武蔵村山市特別支援教育推進の基本的な考え方

１　基本理念 11

２　本計画の５つの指針 11

第３章　武蔵村山市における特別支援教育の現状

１　特別支援学級等の児童・生徒の状況について 13

（１）特別支援学級（固定学級）における児童・生徒の状況等 13

（２）通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の状況等 15

２　武蔵村山市における特別支援教育推進体制 19

（１）武蔵村山市教育委員会事務局における推進組織 19

（２）武蔵村山市特別支援教育連携協議会 19

（３）武蔵村山市特別支援教育専門委員会及び巡回相談員 20

（４）就学相談システム 21

（５）特別支援教育校内委員会 22

（６）特別支援教育コーディネーター連絡会 22

（７）「学校生活支援シート」、「（連携型）個別指導計画」 23

（８）「就学支援シート」の活用 24

（９）特別支援教育講演会の実施 24

（１０）副籍制度の実施 24

（１１）交流及び共同学習の実施 25

３　第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画５年間の評価 26

（１）学校における行動計画 26

（２）教育委員会における行動計画 28

（３）その他部局における行動計画 30

（４）学校及び教育部における数値目標 31

第４章　武蔵村山市特別支援教育推進における具体的な施策
１　施策の体系 33
２　特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画 34
１　特別支援教育の視点を明確にした学校経営 34
２　特別支援教育校内体制の整備 34
３　通常の学級に在籍する発達等課題のある児童・生徒の指導と支援の充実 35
４　通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進 35
５　教育委員会における支援体制の継続 35
６　教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成 36
７　未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携 37
８　教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進 37
９　乳幼児期における支援体制の推進 39
１０　都立特別支援学校と連携した教育の推進 40
１１　特別支援教育関係会議等の推進 40
１２　校内におけるＩＣＴの活用 41
１３　医療的ケア児等への支援（新） 41
１４　交流及び共同学習の推進 42
１５　都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進 42
１６　副籍制度の充実による交流活動の推進 42
１７　障害のある人との交流の推進 43
１８　障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進 43
１９　「心のバリアフリー」に関する周知及び理解の促進 43
２０　特別支援教育に関する周知と理解の促進 44
２１　人権を尊重する教育の推進 44
３　所管別行動計画 45
（１）学校における行動計画 45
（２）教育部における行動計画 46
（３）その他部局における行動計画 47
第５章　計画の進行管理
１　計画の推進体制 48
２　計画の点検・評価 48

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

平成１９年４月、学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、全ての学校において、特別支援教育を推進することが法律上も明確に規定されました。そして、平成２５年９月、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」に向けた学校教育法施行令の改正が施行され、平成２８年４月には、障害者差別解消法の施行、同年８月には、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童とともに教育を受けられるよう配慮すること等が盛り込まれた発達障害者支援法の一部が施行されました。

また、平成２９年３月には、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂が告示され、小・中学校の新しい学習指導要領では、「障害のある児童生徒への指導について、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を『組織的かつ計画的に』行う」ほか、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」等といった内容が記載される等、障害者教育や心のバリアフリーのための交流及び共同学習を進めていくこと等が示されました。

市教育委員会では、令和３年３月に「第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画」（以下「第五次計画」という。）を策定し、令和７年度までの５年間における特別支援教育の充実を図るため、特別な教育支援や発達支援が必要な児童・生徒一人一人に対する支援体制の整備等を推進してきました。

この度、第五次計画の計画期間が満了することに伴い、同計画の取組状況や新たな法改正等を踏まえ、子ども一人一人の発達特性や障害の状況に応じた教育をより一層推進するために、「第六次武蔵村山市特別支援教育推進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

なお、本計画は、義務教育期における内容を中心として作成していますが、障害のある子どもには、生涯における一貫した支援が必要であることから、「武蔵村山市第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画（令和６年度～令和８年度）」等と整合を図り、障害のある人が、住み慣れた地域や家庭で、安心・自立して暮らせるまちづくりを実現できるようにすることを目指した特別支援教育を推進するための計画として策定するものです。

2　計画の位置付け

本計画は、「武蔵村山市第五次長期総合計画」（後期基本計画）、「武蔵村山市教育大綱」及び「武蔵村山市第三次教育振興基本計画」を上位計画とし、その個別計画として、本市の特別支援教育を推進するための方向性を示したものです。

計画の推進に当たり、「武蔵村山市第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」との整合性を図り、特別支援教育を取り巻く関連法令及び国の動向並びに「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第三次実施計画」との整合性に留意し、国や東京都における施策の見直し等があった場合は、必要に応じて見直しを行っていきます。

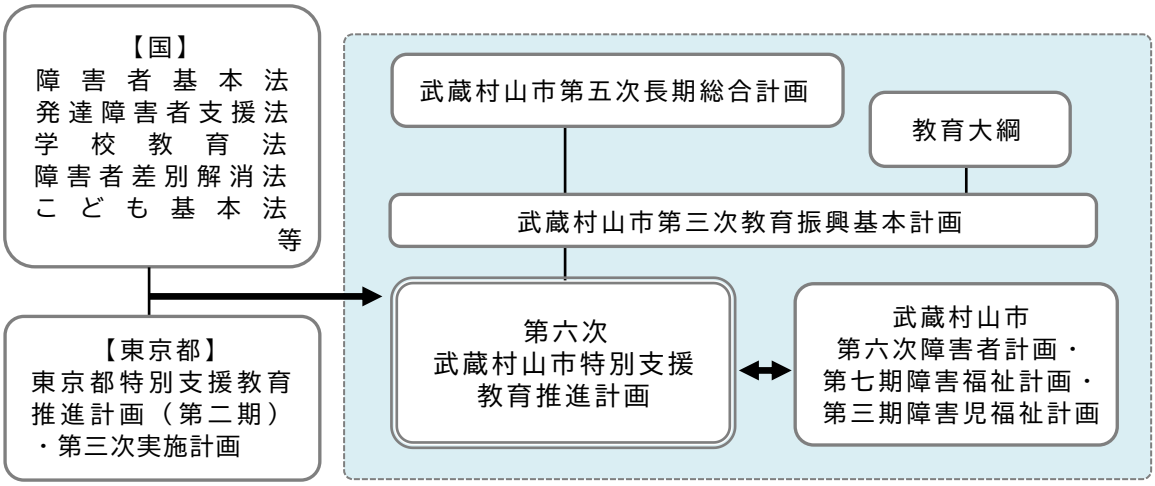

図１－１　計画の位置付け

3　計画の期間

本計画の計画期間は、第四次計画の計画期間と同様とし、令和８年度から令和１２年度までの５年間とします。

図１－２　計画の期間

年号	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画	第一次計画			第二次計画			第三次計画			第四次計画					第五次計画					第六次計画				

４　国・東京都・武蔵村山市の取組経過

国・東京都・本市の特別支援教育の推進に向けた主な取組経過は、以下のとおりです。

（１）国の取組経緯

国の主な取組
平成１９年４月　学校教育法の一部改正 ・「特殊教育（心身障害教育）」から「特別支援教育」への転換 ・従来の盲・ろう・養護学校の特別支援学校への一本化 ・特別支援学校を地域の特別支援教育におけるセンター的機能として位置付け
平成１９年９月　障害者権利条約の署名（平成２６年１月批准・平成２６年２月発効） ・障害のある人が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと等を規定
平成２３年８月　障害者基本法の改正 ・可能な限り障害のある児童及び生徒が障害のない児童及び生徒と共に教育を受けられること等を規定
平成２４年７月　共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（中央教育審議会初等中等教育分科会）
平成２５年９月　障害者基本計画（第三次）の策定 ・障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みの構築
平成２５年９月　学校教育法施行令の一部改正 ・区市町村教育委員会が、幼児・児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改定
平成２７年１１月　文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
平成２８年４月　障害者差別解消法の制定（※公布は、平成２５年６月） ・障害を理由とする差別解消の推進（共生社会の実現化の推進）
平成２８年４月　障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）の改正 ・雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ・事業主における合理的配慮の提供義務　等
平成２８年８月　発達障害者支援法の改正 ・切れ目のない発達障害者への支援の充実
平成２９年２月　「ユニバーサルデザイン２０２０ 行動計画」の策定 ・心のバリアフリーの推進 ・ユニバーサルデザインの街づくりの推進

国の主な取組
平成２９年３月　学習指導要領の改訂（※高等学校：平成３０年３月） ・小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実 ・特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的考え方の明示
平成２９年４月　特別支援学校学習指導要領等の改訂（※高等部：平成３１年２月） ・学びの連続性を重視した対応 ・一人一人に応じた指導の充実 ・自立と社会参加に向けた教育の充実
平成３０年２月　学校における交流及び共同学習の推進について（報告）
平成３０年３月　障害者基本計画（第四次）の策定 ・共生社会の実現に向けた仕組みの整備の推進 ・「障害の社会モデル」を踏まえた障害に対する理解の推進　等
平成３０年３月　文部科学省と厚生労働省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム発足 ・教育と福祉の連携推進 ・保護者支援の推進
平成３０年４月　学校教育法施行規則の一部改正 ・高等学校（※中等教育学校後期課程含む）における通級による指導の制度化
平成３０年８月　学校教育法施行規則の一部改正 ・学校と医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体との連携強化
平成３１年３月　学校における医療的ケアの今後の対応について（通知） ・全ての学校における医療的ケア児の教育を受ける機会の確保推進
平成３１年４月　障害者活躍推進プランの策定 ・共生に向けた「学び」の質の向上の推進
平成３１年４月　学校教育法等の一部改正 ・デジタル教科書の導入・活用
令和元年５月　医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒のスクールバス等の専用通学車両による登下校時の安全確保について（通知）
令和３年１月　「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申） ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備
令和３年９月　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 ・医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する ・安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する
令和４年３月　特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（報告） ・特別支援教育を担う教師の専門性の向上

国の主な取組
令和５年３月　第５次障害者基本計画の策定 ・インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
令和５年３月　通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（報告） ・学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒が小・中学校で８．８％、高等学校で２．２％となり、全ての学級に特別な教育支援が必要な児童生徒が在籍している可能性が浮上 ・障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備 ・よりインクルーシブな社会の実現に向けた関連施策等の一層の充実
令和５年４月　こども基本法の施行・こども大綱の策定 ・「こどもまんなか社会」の実現 ・「ライフステージを通した重要事項」として障害児支援・医療的ケア児等への支援
令和５年６月　第４期教育振興基本計画の策定 ・誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
令和６年４月　障害者差別解消法の改正 ・合理的配慮の提供

（２）東京都の取組経緯

東京都の主な取組
平成１６年１１月　「東京都特別支援教育推進計画第一次実施計画」の策定 ・個に応じた教育内容の充実 ・都立特別支援学校の適正規模・適正配置 ・区市町村における特別支援教育の充実支援 ・都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備 ・特別支援教育を推進する教育諸条件、支援体制の整備
平成１９年１１月　「東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画」の策定 ・第一次実施計画に加え、以下の取組を推進 ・都立特別支援学校の教育諸条件の整備 ・一人一人を大切にする教育を推進するための都民の理解啓発の充実
平成２２年１１月　「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」の策定 ・全ての学校で実施する特別支援教育の推進 ・つながりを大切にした特別支援教育の推進 ・自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進
平成２４年４月　「特別支援教室モデル事業」の開始 ・目黒区、北区、狛江市、羽村市で平成２４年度～平成２６年度にかけて実施
平成２７年１１月　「東京都教育施策大綱」の策定 ・障害のある子どもたちの教育環境の充実 ・小・中・高校における発達障害のある子ども達の教育環境の充実
平成２８年２月　「東京都発達障害教育推進計画」の策定 ・全ての公立学校における発達障害教育の充実
平成２９年１月　「東京都教育施策大綱」の改定 ・全学校で全ての子どもたちが安心して学べる場の充実 ・障害ある子どもたちの個性や可能性を伸ばす教育の充実
平成２９年２月　「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の策定 ・特別支援学校における特別支援教育の充実 ・小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実 ・変化・進化する社会に対応した特別支援教育の推進 ・特別支援教育を推進する体制の整備・充実
平成３０年１０月「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」施行
平成３１年３月　「東京都教育ビジョン（第四次）」の策定 ・障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育の充実

東京都の主な取組
令和６年３月　「東京都教育ビジョン（第五次）」の策定 ・障害のある児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の充実 ・柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子どもたちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備
令和７年３月　「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」の策定 ・特別支援学校等に在籍する児童・生徒数の増加等、社会状況の変化に対応した施策を一層推進し、特別支援教育を更に充実

（３）市の取組経緯

本市の主な取組
平成１９年３月　「武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・学校－家庭－地域及び関係機関と連携した特別支援教育の推進 ・就学相談体制の整備 ・特別支援教育に関する校内体制の整備と教員の専門性の向上 ・特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対応した教育環境の整備
平成１９年４月　「第八小学校（伸び伸び）」通級指導学級設置 「第三中学校（７組）」通級指導学級設置
平成２０年７月　「平成２０・２１年度発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」（文部科学省示達事業）地域指定 ・「連携協議会」、「専門委員会」、「巡回相談員」を設置
平成２１年４月　「特別支援教育支援員」設置
平成２２年３月　「第二次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・第一次計画の継承、推進
平成２２年４月　「小中一貫校村山学園第四小学校（すくすく）」通級指導学級設置
平成２３年９月　就学支援シート試行実施
平成２３年１２月　「武蔵村山市特別支援教育推進組織検討委員会」設置 ・教育委員会事務局の組織体制について調査検討を実施
平成２４年９月　「豊かな学校生活のために」就学支援シート本格実施
平成２５年２月　「第三次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・第一次、第二次計画に加え、以下の取組を推進 ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
平成２５年９月　「武蔵村山市特別支援教育ハンドブック」改訂第５版発行
平成２６年４月　「介助員・特別支援教育支援員研修会」開始
平成２７年１月　「特別支援学級緊急時通学タクシー事業」開始
平成２７年２月　「第１回特別支援教育講演会」開催（協力：都立羽村特別支援学校）
平成２７年８月　「第２回特別支援教育講演会」開催（共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
平成２８年３月　「第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・第三次計画の継承、推進

本市の主な取組
平成２８年４月　小学校特別支援教室開設 「拠点校：小中一貫校村山学園第四小学校（すくすく）」 「巡回校：小中一貫校大南学園第七小学校（あおぞら）」 「巡回校：雷塚小学校（そよかぜ）」
平成２８年７月　「第３回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
平成２９年４月　小学校特別支援教室開設 「拠点校：第八小学校（伸び伸び）」 「巡回校：第二小学校（ももの木）」 「巡回校：第十小学校（くすのき）」
平成２９年８月　「第４回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
平成３０年４月　小学校特別支援教室開設 「拠点校：第九小学校（えのき）」 「巡回校：第一小学校（わかすぎ）」 「巡回校：第三小学校（わかば）」 ※　特別支援教室全小学校導入により、小中一貫校村山学園第四小学校及び第八小学校の通級指導学級廃止
平成３０年６月　「特別支援教育連携協議会」において、発達障害者（児）個別支援ファイル「むさしむらやまマイファイル」（以下、「むさしむらやまマイファイル」という。）検討開始
平成３０年７月　「第５回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
平成３０年１１月　「武蔵村山市特別支援教育ハンドブック」改訂第６版発行
平成３１年４月　中学校特別支援教室開設 「拠点校：第三中学校（サポート教室）」 「巡回校：小中一貫校村山学園中学部（サポート教室）」 「巡回校：小中一貫校大南学園第四中学校（サポート教室）」
平成３１年４月　「むさしむらやまマイファイル」配布開始 （都立特別支援学校、市内特別支援学級在籍者へ配布）
令和元年７月　「第６回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
令和２年４月　中学校特別支援教室開設 「拠点校：第五中学校（サポート教室）」 「巡回校：第一中学校（特別支援教室）」 ※　特別支援教室全中学校導入により、第三中学校の通級指導学級廃止
令和２年８月　「第７回特別支援教育講演会」 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

本市の主な取組
令和３年３月　「第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・第四次計画の継承、推進
令和３年８月　「武蔵村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会」 ・検討（１／２年目）
令和３年８月　「第８回特別支援教育講演会」開催 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画限定公開
令和４年４月　特別支援教室における拠点校・巡回校等指導体制の変更 ・「拠点校：小中一貫校大南学園第七小学校」 （令和３年度以前は、小中一貫校村山学園第四小学校が拠点校） ・「巡回校：小中一貫校村山学園第四小学校」 （令和３年度以前は、小中一貫校大南学園第七小学校が巡回校）
令和４年７月　「武蔵村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会」 ・検討（２／２年目）
令和４年８月　「第９回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
令和５年４月　小中一貫校村山学園第二中学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設 （武蔵村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会による）
令和５年７月　「武蔵村山市立小学校特別支援学級開設準備委員会」 ・検討（１／２年目）
令和６年４月　特別支援教室における拠点校・巡回校等指導体制の変更 ・「拠点校：第三中学校」に対して「巡回校：第一中学校」 （令和５年度以前は、小中一貫校村山学園第二中学校、小中一貫校大南学園第四中学校が巡回校） ・「拠点校：第五中学校」に対して「巡回校：小中一貫校村山学園第二中学校、小中一貫校大南学園第四中学校」 （令和５年度以前は、第一中学校が巡回校）
令和６年４月　教育指導課教育支援係が武蔵村山市民総合センター３階（教育センター）へ移動
令和６年７月　「武蔵村山市立小学校特別支援学級開設準備委員会」 ・検討（２／２年目）
令和６年８月　「第１０回特別支援教育講演会」 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
令和７年４月　第十小学校知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級開設 （武蔵村山市立小学校特別支援学級開設準備委員会による）
令和７年８月　「第１１回特別支援教育講演会」 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
令和８年３月　「第六次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・第五次計画の継承、推進

第２章　武蔵村山市特別支援教育推進の基本的な考え方

１　基本理念

特別支援教育を推進する上での本市の基本理念を、次のとおり定めます。

武蔵村山市では、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するとともに社会的自立を図るため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通し、学校・家庭・地域及び関係機関の連携により、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進します。

２　本計画の５つの指針

本計画を策定し、特別支援教育を推進する上で基本となる５つの指針を次のとおり定めます。５つの指針では、学校の内部における人材育成や関係機関と連携した支援体制の改善を図り、地域全体で障害のある子どもの成長を支えながら、児童・生徒が自分らしく生活できる環境づくりを進めるといった流れに沿って、基本理念である共生社会の実現を目指します。

指針１　特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上

学校における組織的・継続的な支援を行うための校内体制等を確立し、特別支援教育についての専門的な研修等による教員の専門性の向上を図ります。

指針２　特別支援教育支援体制の整備・推進

教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関とのネットワークを充実させ、ライフステージに応じた支援体制を整備し、将来の社会的自立に向けて児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすための教育支援を行います。

指針３　学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育支援の充実

幼児・児童・生徒の実態を把握し、児童・生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応できるよう学校・家庭・地域及び関係機関と連携を図りながら、ニーズに沿った支援を充実します。

指針４　児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進

本市の児童・生徒の実態に応じた教室・授業の形態等について検討し、多様化する教育的ニーズに対応できるよう教育環境の整備を推進します。

指針５　インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現

障害のある子どもが地域での生活基盤を形成することができるよう、学校における交流や共同学習を通じたインクルーシブ教育を推進し、市民全体の障害に対する理解の促進や心のバリアフリーの推進等による共生社会の実現を目指します。

第３章　武蔵村山市における特別支援教育の現状

１　特別支援学級等の児童・生徒の状況について

本市には、市立小学校９校、市立中学校５校、計１４校があり、そのうち第四小学校と第二中学校は小中一貫校村山学園（平成２２年４月開校）、第七小学校と第四中学校は小中一貫校大南学園（平成２８年４月開校）となります。

市内計１４校中、特別支援学級（固定学級）は５校に設置され、通級指導学級は１校、特別支援教室は全ての学校に設置されています。

（１）特別支援学級（固定学級）における児童・生徒の状況等

特別支援学級（固定学級）の在籍児童・生徒数及び学級数は、以下のとおりであり、全体で在籍児童・生徒数が概ね減少傾向にあります。令和３年度から令和７年度にかけて１３名減少しており、学級数は、横ばいとなっています。

令和７年度の学校別の在籍児童・生徒数のうち、雷塚小学校の知的障害学級が３９人と最も多く、小中一貫校村山学園第二中学校の自閉症・情緒障害学級が２９人と最も多くなっています。

表３－１　特別支援学級（固定学級）の設置状況　　各年度５月１日現在

学校名	在籍児童・生徒数（人）					学級数（学級）				
種別	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
第一小学校										
知的障害	31	31	28	27	26	4	4	4	4	4
自閉症・情緒障害	24	25	27	28	26	3	4	4	4	4
第十小学校										
知的障害					11					2
自閉症・情緒障害					7					1
雷塚小学校										
知的障害	33	29	29	35	39	5	4	4	5	5
自閉症・情緒障害	10	16	15	17	12	2	2	2	3	2
第一中学校										
知的障害	21	24	20	29	27	3	3	3	4	4
小中一貫校村山学園第二中学校										
知的障害	75	56	33	21	22	10	7	5	3	3
自閉症・情緒障害			16	28	29			2	4	4
市合計	194	181	168	185	181	27	24	24	27	26
※参考　東京都合計	12,310	13,108	13,903	14,748	－	1,816	1,925	2,023	2,151	－

※第十小学校は、令和７年度より設置。小中一貫校村山学園第二中学校（自閉症・情緒障害）は、令和５年度より設置。

表３－２ 特別支援学級（固定学級）一覧　　令和７年５月１日現在

学校区別	学校名	学級名	種別	学級数	開設
小学校	第一小学校	杉の子	知的障害	4	昭和４２年４月
		さくら	自閉症・情緒	4	平成７年４月
	第十小学校	めじろ	知的障害	2	令和７年４月
		つばめ	自閉症・情緒	1	
	雷塚小学校	ひまわり	知的障害	5	昭和４９年４月
		なのはな	自閉症・情緒	2	
中学校	第一中学校	Ｉ組	知的障害	4	昭和５８年４月
	小中一貫校村山学園	Ｓ組	知的障害	3	昭和４４年４月
	第二中学校	Ｅ組	自閉症・情緒	4	令和５年４月

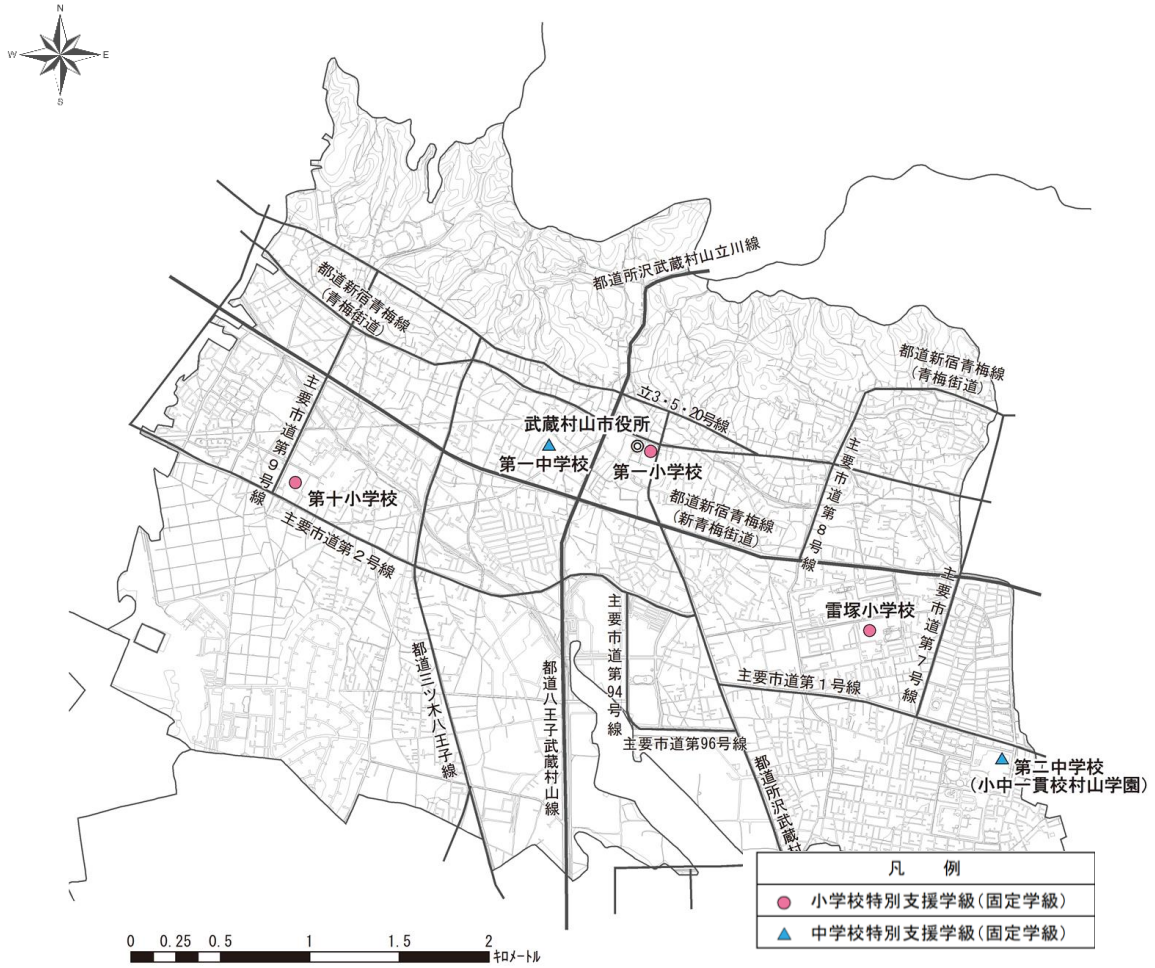

図３－１ 特別支援学級（固定学級）マップ

（２）通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の状況等

市内の通級指導学級は、第九小学校に設置されており、令和７年５月１日時点の在籍児童・生徒数及び学級数は、難聴学級が１学級６名、言語障害学級が３学級４７名となっています。

特別支援教室は、令和２年度時点で市内全ての小・中学校に設置され、在籍児童・生徒数は、令和３年度２５４人と比較し、令和７年度２１３人と５年間で約４０人減少しています。

また、令和７年４月に東京都が実施した「特別支援教室の実態把握及び検証に係る運営状況調査」においては、通常の学級に在籍する児童・生徒に対して「発達障害・情緒障害及びその可能性がある」と校長先生等が回答した児童・生徒の割合は、本市小学校全体で１４．５％、中学校全体で１３．７％という結果が出ており、令和７年５月現在の特別支援教室に在籍している児童・生徒数の割合（小学校４．６％、中学校３．１％）と比べると、小学校全体で９．９％、中学校全体で１０．６％の乖離（かいり）が生じています。

こうしたことから、本市では、潜在的に特別な支援を必要とする児童・生徒が相当数いるものと予想されており、小・中学校に設置された特別支援教室の役割が重要であると認識しております。

表３－３ 通級指導学級の設置状況等　　各年度５月１日現在

学校名	在籍児童・生徒数（人）					学級数（学級）				
種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第九小学校										
難聴	3	6	5	6	6	1	1	1	1	1
言語	43	51	50	53	47	3	3	3	3	3
市合計	46	57	55	59	53	4	4	4	4	4
※参考　東京都合計	3,304	3,407	3,510	3,678	－	236	245	249	254	－

表３－４ 特別支援教室の設置状況等　　各年度５月１日現在

グループ		学校名	在籍児童・生徒数（人）				
			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
1	拠点校	第七小学校（小中一貫校大南学園）	34	29	34	33	32
	巡回校	第四小学校（小中一貫校村山学園）	46	43	35	26	18
	巡回校	雷塚小学校	12	10	10	6	8
2	拠点校	第八小学校	26	25	26	18	21
	巡回校	第二小学校	12	13	13	11	13
	巡回校	第十小学校	11	12	19	23	21
3	拠点校	第九小学校	33	30	25	10	12
	巡回校	第一小学校	13	13	11	12	15
	巡回校	第三小学校	24	19	22	21	21
4	拠点校	第三中学校	7	8	6	4	8
	巡回校	第一中学校	11	17	20	26	18
5	拠点校	第五中学校	8	12	12	9	12
	巡回校	第二中学校（小中一貫校村山学園）	5	4	4	5	8
	巡回校	第四中学校（小中一貫校大南学園）	12	9	9	5	6
市合計			254	244	246	209	213
※参考　東京都合計			28,823	31,192	31,193	32,291	－

※　拠点校・巡回校等指導体制の変更については、Ｐ.１０「本市の主な取組」の「特別支援教室における拠点校・巡回校等指導体制の変更」を参照

表３－５ 特別支援教室の実態把握及び検証に係る運営状況調査における回答結果

調査項目	小学校	中学校
通常の学級に在籍する児童・生徒数	3,491 人	1,699 人
うち、校長先生等から見て、発達障害・情緒障害及びその可能性のある児童・生徒数・割合	505 人（14.5%）	233 人（13.7%）
うち、特別支援教室（又は通級指導学級）に入室している児童・生徒数・割合	162 人（4.6%）	52 人（3.1%）

資料：東京都（令和７年４月「特別支援教室の実態把握及び検証に係る運営状況調査」）

表３－６ 通級指導学級一覧　　令和７年５月１日現在

学校区別	学校名	学級名	種別	学級数	開設
小学校	第九小学校	きこえとことばの教室	難聴	1	昭和５５年４月
			言語	3	平成１４年４月

表３－７ 小学校特別支援教室一覧　　令和７年５月１日現在

グループ		学校名	学級名	種別	担任数	開設及び開始年月等
1	拠点校	第七小学校 （小中一貫校大南学園）	あおぞら	情緒等	5	巡回校：平成２８年４月 拠点校：令和 ４ 年４月
	巡回校	第四小学校 （小中一貫校村山学園）	すくすく			通級設置：平成２２年４月 拠点校：平成２８年４月 巡回校：令和 ４ 年４月
	巡回校	雷塚小学校	そよかぜ			巡回校：平成２８年４月
2	拠点校	第八小学校	伸び伸び		5	通級設置：平成１９年４月 拠点校：平成２９年４月
	巡回校	第二小学校	ももの木			巡回校：平成２９年４月
	巡回校	第十小学校	くすのき			
3	拠点校	第九小学校	えのき		4	拠点校：平成３０年４月
	巡回校	第一小学校	わかすぎ			巡回校：平成３０年４月
	巡回校	第三小学校	わかば			

※　平成３０年４月特別支援教室全小学校導入により、小中一貫校村山学園第四小学校及び第八小学校の通級指導学級廃止

※　拠点校・巡回校等指導体制の変更については、Ｐ.１０「本市の主な取組」の「特別支援教室における拠点校・巡回校等指導体制の変更」を参照

表３－８ 中学校特別支援教室一覧　　令和７年５月１日現在

グループ		学校名	学級名	種別	担任数	開設及び廃止年月等
4	拠点校	第三中学校	サポート	情緒等	2	通級設置：平成１９年４月 拠点校：平成３１年４月
	巡回校	第一中学校	サポート			巡回校：令和 ２ 年４月
5	拠点校	第五中学校	サポート		3	拠点校：令和 ２ 年４月
	巡回校	第二中学校 （小中一貫校村山学園）	４組			巡回校：平成３１年４月
	巡回校	第四中学校 （小中一貫校大南学園）	サポート			

※　令和２年４月特別支援教室全中学校導入により、第三中学校の通級指導学級廃止

※　拠点校・巡回校等指導体制の変更については、Ｐ.１０「本市の主な取組」の「特別支援教室における拠点校・巡回校等指導体制の変更」を参照

図３－２ 通級指導学級・特別支援教室マップ

2　武蔵村山市における特別支援教育推進体制

（１）武蔵村山市教育委員会事務局における推進組織

市教育委員会事務局では、平成２５年度からは、庶務的な事務を除き、主に教育指導課が特別支援教育施策を推進してきました。現在の特別支援教育に係る事務分掌については、次のとおりとなっています。

※特別支援教育に係る事務分掌

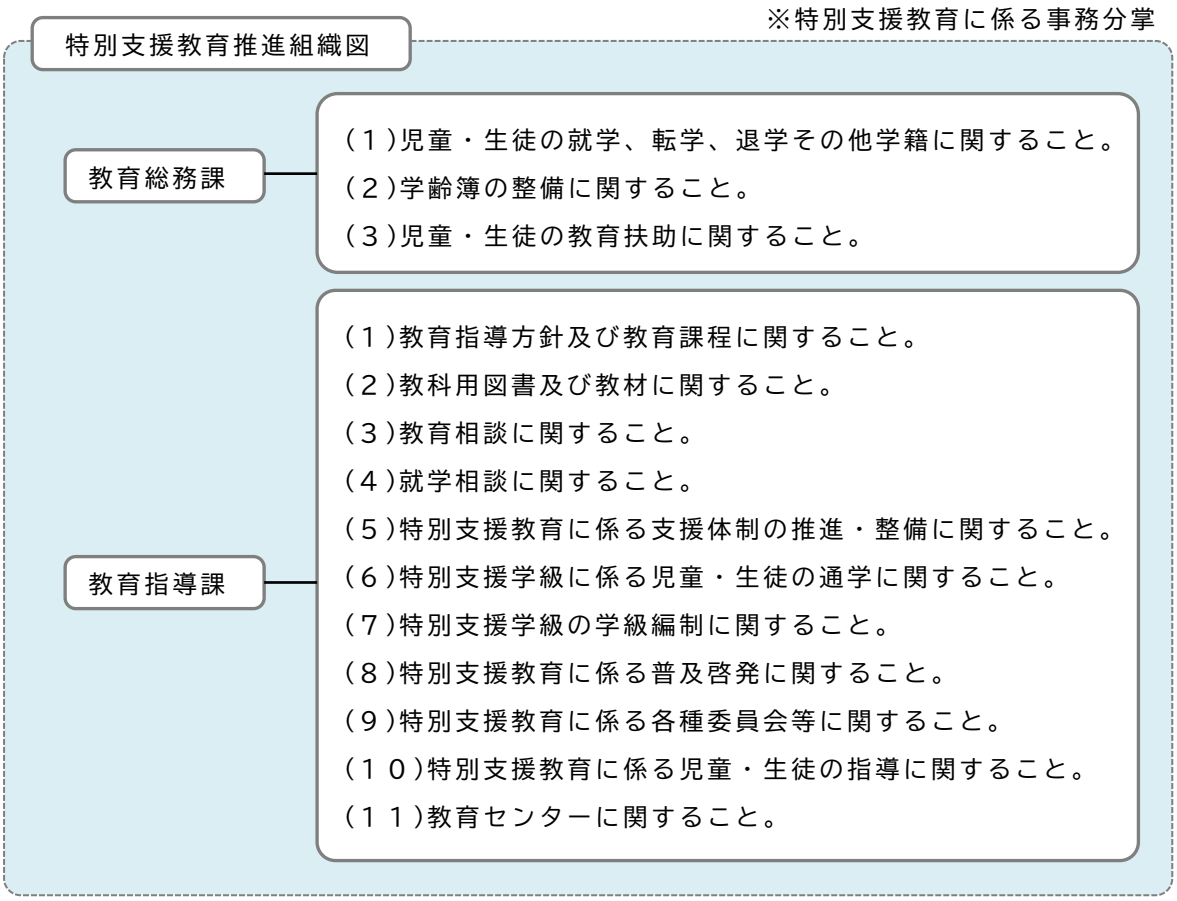

（２）武蔵村山市特別支援教育連携協議会

教育、保健、医療、福祉等の関係機関の連携により、教育上特別の指導と支援を必要とする幼児、児童・生徒に対して、乳幼児期から義務教育終了までの各段階において連続性のある適切な指導と支援を行うため、平成２０年度から武蔵村山市特別支援教育連携協議会（以下「協議会」という。）を設置しています。

委員は、学識経験者、市立小学校長、同中学校長、都立特別支援学校教諭、都立多摩立川保健所職員、東京小児療育病院医師、市内保育園長、市内幼稚園長、

障害福祉課長、健康推進課長、子ども育成課長、児童担当課長、子ども子育て支援課長、教育特別相談員、教育委員会事務局職員となっています。年間２回の協議会を通して、本市の児童・生徒の特別支援教育の推進等について協議・検討を行っています。

これまでの主な協議内容は、令和４年度以降「就学支援シート」の具体的な内容や実施方法等があります。

（３）武蔵村山市特別支援教育専門委員会及び巡回相談員

①　武蔵村山市特別支援教育専門委員会（以下「専門委員会」という。）

専門委員会は、市立学校に在籍する児童・生徒が、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に当たるか否かの判断を行い、教育上特別の指導と支援を必要とする児童・生徒一人一人に対する適切な教育的対応の在り方について検討し、その結果を教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、学識経験者、市立小・中学校教諭、都立特別支援学校教諭、東京小児療育病院の医師、就学相談員、教育特別相談員、教育委員会事務局となっており、指導主事を除く全委員が巡回相談員を兼務している現状にあります。

巡回相談の経過等をもとに協議・検討を行い、専門的な見地からの指導及び助言をいただいています。

②　武蔵村山市特別支援教育巡回相談（以下「巡回相談」という。）

巡回相談は、相談員が学校を訪問する等して、行動観察等により児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容と方法について検討会等を通じて明確化し、学級担任、特別支援教育コーディネーター、保護者等との面談を行い、適切な助言を行う制度です。

巡回相談員は、学識経験者、市立小・中学校教諭、都立特別支援学校教諭、東京小児療育病院の医師、就学相談員、教育特別相談員となっています。

また、巡回相談員は、そのほとんどが武蔵村山市特別支援教育専門委員会の委員を兼務しています。一人一人に応じた支援体制の在り方について検討し、その結果を小・中学校の校長、学級担任、保護者等に助言する等巡回相談と専門委員会とが一体となっています。

従来の学校派遣依頼に基づく巡回相談だけでなく、教育委員会が指定する学校への巡回相談や特別支援教室グループ相互への巡回相談を実施することにより、効率的に巡回相談を行って巡回相談数の増加を図り、直接巡回相談を実施していない学級等においても、必要な助言や指導を受けたのと同等の効果が得られるよう情報共有を行い、より効果的な実施に努める必要があります。特別支援教育を推進する上で、巡回相談員の役割は、一層重要になるものと考えられます。

表３－９　巡回相談件数の推移

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１６件	１３件	２２件	１３件	件

※　都立特別支援学校教諭である巡回相談員が実施した件数を含む。

（４）就学相談システム

就学相談とは、特別な支援が必要な子どもたちが適切な教育が受けられるよう小学校や中学校に入学する際に行う相談でであり、現在在籍している学校から別の学校へ転学する際の相談も含まれます。

表３－１０　就学相談員による就学相談件数の推移

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
６５６件	６２２件	６８５件	７１１件	５０３件 （１２月現在）

①　武蔵村山市就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）

就学支援委員会は、障害のある子ども一人一人の障害の程度及び特性に応じた就学先その他就学に係る必要な事項について調査審議し、教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、学識経験者、臨床心理士、市内特別支援学級設置校校長、東京小児療育病院医師、都立特別支援学校教諭、市立学校特別支援学級教諭、市立学校特別支援教室教諭、教育委員会指導主事等となっています。

就学相談は、年間を通じて行い、それらの相談経過を踏まえて、就学支援委員会で審議します。年々相談件数等が増えてきていることから、その開催回数も増加しています。

表３－１１　就学支援委員会の推移

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
８回	９回	９回	９回	９回

②　武蔵村山市難聴学級・言語障害学級・情緒障害学級（特別支援教室）入級支援委員会（以下「入級支援委員会」という。）

入級支援委員会は、障害のある幼児、児童・生徒一人一人の障害の程度、特性等について専門的に調査審議し、難聴学級、言語障害学級又は情緒障害学級（特別支援教室）に入級することが適当と認められる幼児、児童・生徒について、教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、学識経験者、臨床心理士、市内通級指導学級設置校校長及び特別支援教育コーディネーター、市内特別支援教室拠点校校長及び巡回指導教諭、教育委員会指導主事となっています。

表３－１２　入級支援委員会の推移

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
７回	７回	７回	６回	７回

（５）特別支援教育校内委員会

特別支援教育校内委員会は、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する全校的な支援体制を整備するために、平成１８年度に市内全小・中学校に設置された組織です。

小・中学校では、特別支援教育コーディネーターを推進リーダーとした校内委員会を中心に、学校組織全体で、校内における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する支援の充実に努めています。

特別支援教育校内委員会に期待される役割

① 特別な教育支援の必要な児童・生徒への気付きの促進
② 実態把握と支援方法の具体化
③ 保護者、関係機関と連携した「学校生活支援シート」の作成
④ 保護者、校内関係者と連携した「連携型個別指導計画」の作成
⑤ 全教職員の共通理解・校内研修の推進役　等

（６）特別支援教育コーディネーター連絡会

特別支援教育コーディネーター連絡会は、各校の情報交換のほか、特別支援教育に関する研修を通し、教員の理解を深める機能を果たしています。

委員は、特別支援学級設置校校長、各校の特別支援教育コーディネーター、教育委員会指導主事となっており、年間２回開催されています。

特別支援教育コーディネーターに期待される役割

① 校内の関係者や関係機関との連絡調整
② 保護者に対する相談窓口
③ 通常の学級の児童・生徒への理解啓発
④ 巡回相談員や専門委員会との連携
⑤ 副籍に関する推進役　等

（７）「学校生活支援シート」、「（連携型）個別指導計画」

「学校生活支援シート」（平成２５年度に東京都教育委員会において、従来の「個別の教育支援計画」を名称変更したもの）は、特別な支援が必要な児童・生徒一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で一貫した的確な指導と支援を行うことを目的として作成されるものです。作成に当たり、児童・生徒とその保護者を中心に、教育のみならず、医療、福祉、労働等の関係機関の密接な連携や協力を確保することが大切です。

また、「連携型個別指導計画」は、児童・生徒の実態に応じて適切な指導を行うため、特別支援教室及び通常の学級で連携して作成されるものであり、一人一人の指導目標、内容、方法を明確にし、きめ細かく指導するための計画です（特別支援学級は、「個別指導計画」を作成する）。

特別支援学級又は特別支援教室だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒を含めて、一貫した的確な指導と支援を実現するため、「学校生活支援シート」及び「（連携型）個別指導計画」を作成し、活用していく必要があります。

表３－１３　「学校生活支援シート」作成人数の推移

種別	学校区別	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
特別支援学級	小学校	１０４人	１０７人	１０４人	１０２人	人
	中学校	９６人	７７人	６８人	８０人	人
特別支援教室※１	小学校	２１５人	２６３人	２７３人	２３７人	人
	中学校	２９人	３０人	３７人	４４人	人
通常の学級※２	小学校	１３７人	９２人	８２人	８５人	人
	中学校	３人	９人	１人	１４人	人

※１　令和４年度から難聴・言語障害学級利用者含む

※２　特別支援教室及び難聴・言語障害学級利用者含まず

表３－１４　「個別指導計画」作成人数の推移

種別	学校区別	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
特別支援学級	小学校	１０４人	１０７人	１０４人	１０２人	人
	中学校	９６人	７７人	６８人	８０人	人

表３－１５　「連携型個別指導計画」作成人数の推移

種別	学校区別	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
特別支援教室※１	小学校	２１９人	２６７人	２９４人	２６０人	人
	中学校	４６人	５４人	５５人	５７人	人
通常の学級※２	小学校	１２５人	５４人	７１人	３３人	人
	中学校	０人	０人	０人	０人	人

（８）「就学支援シート」の活用

「就学支援シート」は、特に健康や人との関わり、様々な活動等で小学校等に入学してからも何らかの特別な指導や支援が必要なお子さんについて、適切な情報を小学校等へ引き継ぎ、円滑な学校生活が送れるようにすることを目的として、保護者と保育所・幼稚園等就学前機関、療育機関等が協力して作成し、就学する学校に引き継ぐものです。

平成２３年度の試行実施を経て、平成２４年度から本格実施しています。

希望する保護者が「就学支援シート」を学校へ提出し、充実した活用となるよう就学時健康診断の御案内に同封し、対象となる全ての未就学児の保護者に対して十分な周知を図る必要があります。

表３－１６ 「就学支援シート」提出件数の推移

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
７０件	７０件	８１件	３６件	件

（９）特別支援教育講演会の実施

特別支援教育講演会は、保護者に向けた特別支援教育に関する周知と理解の促進を目的とする講演会であり、教員の理解を推進し、指導力の向上を図るため、特別支援教育に係る教員研修としても位置付けております。

（１０）副籍制度の実施

副籍制度は、都立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する本市の児童及び生徒が、武蔵村山市立学校の小学校又は中学校に副次的な籍（副籍）を置いて、市立学校との直接的・間接的な交流をすることにより、その居住地域とのつながりの維持・継続を図っていくことを目的として、平成１９年度から実施している制度です。

対象児童・生徒に学校だよりや学校行事の案内等を配布し、行事や学級活動等を通して、交流及び共同学習を行っています。

都立特別支援学校コーディネーターと副籍校の特別支援教育コーディネーター等の連絡体制を強化し、副籍制度の充実を図っていく必要があります。

表３－１７ 副籍児童・生徒数の推移

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
３１人	２０人	１８人	１２人	人

（１１）交流及び共同学習の実施

本市では、特別支援学級設置校を中心に、特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を通して、全ての児童・生徒が関わり合い、学び合う教育を目指してきました。

文部科学省初等中等教育分科会・特別支援教育の在り方に関する特別委員会から、平成２４年７月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」には、「基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」と記載されています。

個別の教育的ニーズのある児童・生徒の自立と社会参加を見据えて、小・中学校における交流及び共同学習を引き続き推進する必要があります。

３　第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画５年間の評価

令和３年３月策定の第五次計画における具体的な行動計画の達成状況について、以下のとおりまとめました。

取組目標を達成したものを「Ａ」、概ね取組目標を達成したものを「Ｂ」、取組目標を達成しなかったものを「Ｃ」、取組目標を下回ったものを「Ｄ」、判定不可のものを「－」としています。

（１）学校における行動計画

具体的な施策	事業名	評価
指針１：学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実		
（１）都立特別支援学校と連携した教育の推進	都立特別支援学校と連携した教育	B
指針２：インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
（３）交流及び共同学習の推進	交流及び共同学習	A
（４）都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進	都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流	A
（７）障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進	障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進（障害者スポーツ）	B
	障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進（学校２０２０レガシー）	B
（８）学校教育における「心のバリアフリー」の理解の促進	児童・生徒に対する「心のバリアフリー」に関する指導	A
（１１）人権教育の推進	人権尊重の精神を涵養（かんよう）する取組の推進	A
	心の教育の充実	A
指針３：特別支援教育支援体制の整備・推進		
（１２）未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携	「就学支援シート」の活用	B
	「就学支援シート」の活用 実態把握調査・分析・周知	B
	「学校生活支援シート」の作成と活用	A
	「学校生活支援シート」の作成と活用 実態状況調査・分析・周知	A
	「個別指導計画」の作成と活用	B
	「個別指導計画」の作成と活用 実態状況調査・分析・周知	B
	保護者への説明の実施	A
指針４：特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上		
（１５）特別支援教育の視点を明確にした学校経営	学校経営方針への位置付け、推進状況の把握及び進行管理	B
（１６）特別支援教育校内体制の整備	特別支援教育校内委員会の校務分掌への位置付け	B

具体的な施策	事業名	評価
（１７）通常学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒への個別指導・支援の充実	通常の学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒等への指導・支援	A
	特別支援教室の運営	B
（１８）通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進	通常の学級及び特別支援学級における授業の改善	B
	特別支援学級「授業改善推進プラン」	A
指針５：児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進		
（２２）校内におけるＩＣＴの活用	校内におけるＩＣＴの活用	B
指針６：児童・生徒の安全確保に向けた防災教育の推進		
（２３）災害時における安全確保の推進	避難訓練の実施	A
	災害安全等についての計画的な指導	A

「学校における行動計画」については、着実に計画を推進しているところであり、「都立特別支援学校と連携した教育の推進」では、都立特別支援学校教諭を特別支援教育連携協議会・特別支援教育専門員会委員として委嘱し、多岐に亘って高い専門性を活かした連携を図ってきましたが、個別のケースについても有効的な対応策を投じていくために、都立羽村特別支援学校が持つセンター的機能の活用（巡回相談等）を進めながら、様々な指導や助言等、高い専門性を生かした連携を強化する必要があります。

障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進で、オリンピック・パラリンピック教育で取り組んできた活動を「学校２０２０レガシー」として展開し、障害者スポーツの普及やこれまで培ってきたネットワークや家庭・地域との連携を生かした障害者理解教育を推進してきましたが、各種教室の実施や体育の授業等における障害者スポーツの体験・交流を推進することで障害者理解教育を継続することが必要です。

就学支援シートの活用で電子申請を導入したものの、在籍園等と話し合いながら作成を希望する保護者や保護者及び在籍園等で共有するための手間が増えている、また、電子データの送受信に伴う安全管理対策が必要なこと等から負担軽減につながらないため、紙面での配布に戻し、入学期の指導と支援の充実化を図りました。引き続き、適切な運用に注力する必要があります。

個別指導計画の作成と活用においては、特別支援学級の児童・生徒と通級指導を必要とする児童・生徒の個別指導計画を作成し、定期的に指導目標等を保護者と共有して見直すなど、指導に活用することができました。しかしながら、通常の学級に在籍し、通級指導を利用していない配慮を要する児童・生徒について、校内委員会等で個別の対応を検討している場合には、支援につなげられるよう、新たに「個別指導計画」の作成を指導する必要があります。

（２）教育委員会における行動計画

具体的な施策	事業名	評価
指針１：学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実		
（２）特別支援教育関係会議等の推進	特別支援教育関係会議の実施	A
	巡回相談の実施	D
指針２：インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
（５）副籍制度の充実による交流活動の推進	副籍制度の実施	D
	副籍制度連絡体制の強化	B
（６）障害のある人との交流の推進	障害のある人との交流機会の創出（手話通訳者養成講習会）	A
	障害のある人との交流機会の創出（交流）	A
（７）障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進	障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進（障害者スポーツ）	B
	障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進（学校２０２０レガシー）	B
（８）学校教育における「心のバリアフリー」の理解の促進	教員への「心のバリアフリー」に関する理解の促進	A
（９）心のバリアフリーに関する周知と理解の促進	心のバリアフリー啓発パンフレットの作成	B
（１０）特別支援教育に関する周知と理解の促進	特別支援教育講演会の開催	D
	特別支援教育啓発パンフレット等の作成	B
	ホームページや広報誌を活用した情報発信	B
（１１）人権教育の推進	人権尊重の精神を涵養（かんよう）する取組の推進	A
	心の教育の充実	A
指針３：特別支援教育支援体制の整備・推進		
（１３）教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	むさしむらやまマイファイルの活用（障害者福祉の手引）	B
	むさしむらやまマイファイルの活用（配布）	B
指針４：特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上		
（１９）教育委員会における支援体制の継続	特別支援教室の運営【再掲】	B
	介助員・特別支援教育支援員の配置	B
	スクールカウンセラーの活用	A
	スクールソーシャルワーカーの活用	A
	特別支援学級緊急時通学タクシー事業の実施	B
（２０）教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成	特別支援教育に関する研修会の実施	A
	特別支援教育コーディネーター研修の実施	A
	特別支援教育校内研修手引きの改定	B
	特別支援教育コーディネーター連絡会（仮称）の実施	B
指針５：児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進		
（２１）自閉症・情緒障害特別支援学級の設置	中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置	A
	西部地区小学校における固定学級の設置	A
（２２）校内におけるＩＣＴの活用	校内におけるＩＣＴの活用	B

具体的な施策	事業名	評価
指針６　：　児童・生徒の安全確保に向けた防災教育の推進		
（２３）災害時における安全確保の推進	避難訓練の実施	A
	災害安全等についての計画的な指導	A

巡回相談では、学校派遣依頼に基づく派遣のほか、教育委員会が学校を選定の上、巡回相談を本格的に実施したものの、目標値に届かなかったため、巡回相談の重要性や効果を小・中学校に発信し、支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援につなげる必要があります。

副籍制度の充実による交流活動の推進で学校行事の見学、給食や体育への参加、年間を通じての学校便りの送付、自己紹介カードの校内掲示を行うなど、幅広い交流に努めてきましたが、集団行動が苦手である児童・生徒や保護者の負担が大きいこともあり、副籍交流を希望しない児童・生徒及び保護者もいます。現状としましては、副籍交流を希望する児童・生徒及び保護者の副籍交流が計画的に実施できるよう努める必要があります。また、副籍制度連絡体制の強化を図るために、小・中学校の特別支援教育コーディネーターで構成する連絡会に副籍児童・生徒が在籍する都立特別支援学校のコーディネーターを招請するなど、副籍制度に関する情報共有に努め、共生社会の実現に向けた教育システムの構築を推進する必要があります。

特別支援教育に関する周知と理解の促進で特別支援教育講演会を開催してきましたが、児童・生徒の保護者等の参加者が少ないことから、特別支援教育へ関心を寄せてもらうため、参加申込方法の周知や講演会の開催方法等を検討する必要があります。

教育委員会における支援体制の継続で介助員・特別支援教育支援員の配置を行ったものの、介助員・特別支援教育支援員の負担軽減・問題解決につながらないケースもあるため、人員の配置に伴う状況の悪化が起こらぬよう、児童・生徒一人一人の障害等の実態に応じて、配置の要否等を慎重に判断する必要があります。

（３）その他部局における行動計画

①　健康福祉部

具体的な施策	事業名	評価
指針２：インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
（６）障害のある人との交流の推進	障害のある人との交流機会の創出（手話通訳者養成講習会）	A
	障害のある人との交流機会の創出（交流）	A
指針３：就学支援を含む教育支援体制の整備・推進		
（１３）教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	むさしむらやまマイファイルの活用（障害者福祉の手引）	B
	むさしむらやまマイファイルの活用（配布）	B
	教員への福祉制度の周知（講演会）	A
	教員への福祉制度の周知（特別支援コーディネーター連絡会）	B

健康福祉部では、障害のある人との交流の推進として手話通訳者養成講習会を実施しましたが、参加希望者のニーズに応えられるようにオンライン形式での参加や社会人が参加しやすい時間帯の実施などを検討し、交流機会を促進する必要があります。

②　子ども家庭部

具体的な施策	事業名	評価
指針３：就学支援を含む教育支援体制の整備・推進		
（１３）教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	むさしむらやまマイファイルの活用（障害者福祉の手引）	－
	むさしむらやまマイファイルの活用（配布）	－
	要保護児童対策地域協議会等の活用による関係部局の連携	B
	相談窓口の一元化と保護者への分かりやすい情報提供	B
	保護者同士の交流や専門家による相談の実施	B
（１４）乳幼児期における支援体制の推進	乳幼児健康診査の実施	B
	保育所等巡回指導・相談事業の推進	B

子ども家庭部では、乳幼児期における支援体制の推進で保育所等巡回指導・相談事業を行っており、近年、保育困難児数が急増し、巡回指導・相談員の役割も増しています。そのため、保育困難児の把握に努め、該当園児の発達障害の支援として補助金を支給し、保育士の加配を行う必要があります。

（４）学校及び教育部における数値目標

※重要業績評価指標（ＫＰＩ）の進捗状況
◎：目標値達成
○：令和元年度現況値を上回っている
△：令和元年度現況値から横ばい
×：令和元年度現況値を下回っている
－：数値が判明していない
☆：適切な就学・通級先へつながった結果、目標値を下回ったと予想される

◆数値目標（学校）　　第五次：令和元年度実績　現状値：令和６年度実績

指標	第五次	目標	現状値	（ＫＰＩ）進捗状況
「就学支援シート」の提出率	１５．８％	６．５％	６．３７％	×
「就学支援シート」をもとに、「学校生活支援シート」を作成している児童の割合	４．１％	１００％	50. 61%	○
「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室）	９８．７％	１００％	100. 0%	◎
「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（通常学級）	３．７％	６．５％	１．９３％	×
通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒数	４．２％	６．５％	６．４９％	○

学校における数値目標では、『「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室）』が達成となりました。

また、『「就学支援シート」をもとに、「学校生活支援シート」を作成している児童の割合』、『通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒数』が未達成となったものの、令和元年度の現況値を上回りました。

一方で、『「就学支援シート」の提出率』、『「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（通常学級）』が未達成となり、令和元年度の現況値を下回りました。しかし、『「就学支援シート」の提出率』等数値目標よりも、就学後における活用により、支援につながっているか、具体的な活用方法等について調査し、促進することが重要であると考えます。

◆数値目標（教育部）　　第五次：令和元年度実績　現状値：令和７年度実績

指標	第五次	目標	現状値	（ＫＰＩ）進捗状況
巡回相談の実施回数（※１）	１４回	４０回	回	×
特別支援教育講演会への参加者数（※１）	１１１人	１２０人	８２人	×
副籍制度を活用する児童・生徒の割合（市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒）（※２）	６８％	７０％	．　％	×
市立小・中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置校数（※３）	２校	４校	４校	◎

教育部における数値目標では、『市立小・中学校における自閉症・情緒障害学級の設置校数』の目標値を達成しました。

一方で、『巡回相談の実施回数』、『特別支援教育講演会への参加者数』、『副籍制度を活用する児童・生徒の割合（市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒）』が未達成となり、令和元年度の現況値を下回りました。また、『副籍制度を活用する児童・生徒の割合（市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒）』は集団行動が苦手な児童・生徒がいたことや保護者の負担が大きかったこと等が考えられます。

※１…第四次計画の目標値を継続

※２…令和元年度の目標値を継続

（令和元年度副籍制度活用者数３９名÷令和元年度市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒数５７名＝６８％≒７０％）

（令和７年度副籍制度活用者数　　名÷令和７年度市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒数　　名≒　　．　　％）

※３…目標値内訳

令和７年度　自閉症・情緒障害特別支援学級　設置校４校

第一小学校、第十小学校、雷塚小学校、小中一貫校村山学園第二中学校

第４章　武蔵村山市特別支援教育推進における具体的な施策

１　施策の体系

理念	指針	具体的な施策
共生社会の実現 ●学校・家庭・地域及び関係機関の連携 ●社会的自立を促進する ●幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長する	指針１ 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上	１　特別支援教育の視点を明確にした学校経営 ２　特別支援教育校内体制の整備 ３　通常の学級に在籍する発達等課題のある児童・生徒の指導と支援の充実 ４　通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進 ５　教育委員会における支援体制の継続 ６　教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成
	指針２ 特別支援教育支援体制の整備・推進	７　未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携 ８　教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進 ９　乳幼児期における支援体制の推進
	指針３ 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育支援の充実	１０　都立特別支援学校と連携した教育の推進 １１　特別支援教育関係会議等の推進
	指針４ 児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進	１２　校内におけるＩＣＴの活用 １３　医療的ケア児等への支援
	指針５ インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現	１４　交流及び共同学習の推進 １５　都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進 １６　副籍制度の充実による交流活動の推進 １７　障害のある人との交流の推進 １８　障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進 １９　「心のバリアフリー」に関する周知及び理解の促進 ２０　特別支援教育に関する周知と理解の促進 ２１　人権を尊重する教育の推進

2　特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画

重点事業　改善・定着化を図る必要がある事業については、重点事業としての位置付けを表す「重点事業」のアイコンを配置しています。

指針１　特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上

１　特別支援教育の視点を明確にした学校経営

１－１　学校経営方針への位置付け、推進状況の把握及び進行管理　学　校

小・中学校が示す学校経営方針や教育課程に自校の特別支援教育の考え方や方針を明確に位置付け、「学校生活支援シート」や「連携型個別指導計画」等の作成状況を確認し、特別支援教育に係る授業改善を推進することが必要です。

教育委員会による特別支援教育の位置付けに関する指導や助言を行い、国や都の動向を確認しながら、インクルーシブ教育や合理的配慮の実践も含め、教職員の特別支援教育に対する理解を深め、児童・生徒や保護者が特別支援教育の意義と必要性を理解できるよう、様々な機会における意識啓発を継続的に図ります。

２　特別支援教育校内体制の整備

２－１　特別支援教育校内委員会　学　校　**重点事業**

特別支援教育の支援体制を確立・整備するに当たり、特別支援教育校内委員会を全校に設置し、校務分掌に位置付けています。個別の教育支援を必要とする児童・生徒の早期発見・早期支援を実現するため、特別支援教育コーディネーターを中心として、校内全体で情報共有・連携体制の強化が必要不可欠です。校内委員会に期待される役割が大きいことから、委員会機能の充実を図ります。

３　通常の学級に在籍する発達等課題のある児童・生徒の指導と支援の充実

３－１　特別支援教室の運営　学　校

令和２年度までに全小・中学校に「特別支援教室」を設置したことにより、学級担任と巡回指導教員の連携が強化され、児童・生徒の状況に応じたきめ細やかな教育等必要な支援を自校で受けられるようになりました。

また、令和４年度から対象児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、在籍学級で学校生活を送れるようになることを目的とし、東京都教育委員会の「特別支援教室の運営ガイドライン」に沿って運営しております。

３－２　通常の学級に在籍する発達等課題のある児童・生徒の指導と支援　学 校

個別の教育的指導と支援を必要とする通常の学級に在籍する児童・生徒に対し、保護者の理解を十分に得ながら、場面と支援内容を工夫の上、学校生活支援シートや連携型個別指導計画を作成します。

特別支援教室における個別指導を児童・生徒の実態に応じて実行できるようにするため、巡回指導教員等と引き続き連携を図ります。

４　通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進

４－１　通常の学級及び特別支援学級における授業の改善　学 校

一人一人の児童・生徒が、日々の授業を通じて、「できた」、「分かった」、「もっとやりたい」等、達成感や自己有用感を持てるようにすることが、最も重要な視点です。教員が授業を改善することにより、これまでの一斉指導で十分に能力を発揮できなかった発達等の課題がある児童・生徒が集中して学習に取り組み、学力を定着することができるようになる例もあると考えられます。

児童・生徒の実態を踏まえて、通常の学級における授業において、分かりやすい指示や発問、理解を促す板書の在り方、視覚を重視した教材の提示等、特別支援教育の視点を取り入れて、引き続き改善及び工夫を図ります。

４－２　特別支援学級における仮説検証研究　学 校

特別支援学級において、令和３年度から「授業改善推進プラン」を作成し、児童・生徒に適した授業の改善を図ってきました。しかし、在籍者数の増加や学級数の増加により、様々な児童・生徒が在籍する学級の中では、児童・生徒の個々の障害や特性に合わせた指導を行う必要があります。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の課題把握・改善を進めるため、特定の児童・生徒について、指導主事や巡回指導員が定期的にその状況を確認し、教員に指導や助言を行いながら一緒に課題解決を図れるよう、仮説検証研究に取り組みます。

５　教育委員会における支援体制の継続

５－１　介助員・特別支援教育支援員の配置　教育部

児童・生徒の様々な障害等の実態を把握し、小・中学校での学習上・生活上の困難を軽減できるよう適切な支援を推進するため、介助員や特別支援教育支援員の研修機会を確保します。

加えて、児童・生徒一人一人の障害等の実態に応じて、特別支援学級における介助員や、特別な教育支援を必要とする障害のある児童・生徒における特別支援教育支援員を配置し、教員との連絡体制を強化し、支援の充実化を図ります。

５－２　特別支援学級緊急時通学タクシー事業の実施　教育部

小学校の特別支援学級に在籍する児童の登校時又は下校時に日常的に送迎する保護者等が緊急の事由により、登校時の付添いが困難となった際、市の協力事業所のタクシーを利用する場合、市が利用料金の一部を助成することができます。

対象児童の保護者等へ制度を周知し、希望する保護者の緊急時における児童の通学支援に努めます。

６　教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成

６－１　特別支援教育に関する研修会の実施　教育部

小・中学校の教職員に対して、校内委員会の運営等基礎的な内容から授業改善、インクルーシブ教育等、専門的な内容まで、幅広く視野に入れて検討された特別支援教育に関する研修を効果的かつ計画的に実施する必要があります。

校長会が主催する小・中教育研究会における講師の指導のほか、若手教員を対象とする初任者研修における特別支援教育関連の研修を年１回以上実施し、教員の専門性の向上に努めます。

６－２　特別支援教育コーディネーター連絡会の実施　教育部

令和３年度より、専門性の向上を図るため、従来の特別支援教育推進委員会を「特別支援教育コーディネーター連絡会」に移行しました。特別支援教育コーディネーター連絡会を通して専門性の向上を図り、情報共有・連携体制を強化するため、事例検討等内容の充実に努めて、引き続き開催します。

指針２　特別支援教育支援体制の整備・推進

７　未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携

７－１　就学支援シートの活用

学　校　重点事業

「就学支援シート」は、保護者と保育所・幼稚園・療育機関等が協力して作成し、適切な就学支援に必要な情報を就学する学校に引き継ぐものです。就学予定児童の就学時健康診断の案内発送時に保護者全員に配布し、市公式ホームページ等を通じて広く発信しております。

令和４年度以降、保護者・関係機関の負担軽減及び学校での効果的な活用を目的として、関係機関及び各小学校に対してアンケート調査を実施し、アンケート結果から実態把握・分析を行い、調査結果を学校に周知するとともに、就学予定児童の就学支援シートの改訂を行っております。引き続き就学支援シートを活用し、入学期の適切な指導と支援につなげられるよう充実化を図ります。

７－２　学校生活支援シートの作成と活用

学　校

学齢期を通じて一貫した支援を行うため、学校生活支援シートを作成します。学校での学習上・生活上の配慮を要する児童・生徒の様子及び指導状況の記録、定期的な保護者との情報共有等を行い、切れ目のない支援の充実化を図ります。

７－３　連携型個別指導計画の作成と活用

学　校　重点事業

特別支援教室と通常の学級で連携して「連携型個別指導計画」を作成することで、障害の実態や発達段階に応じた指導目標等を保護者と定期的に共有し、一人一人のニーズにあったきめ細やかな指導につなげます。

７－４　保護者への説明の実施

学　校

児童・生徒への適切な支援につなげるため、入学時保護者説明会において、配慮や支援についての相談の受付、特別支援教室の利用等の周知を行い、特別支援教育に対する保護者の理解を促進しております。

また、支援が必要な児童・生徒のため、入学前の学校見学を実施しています。

８　教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進

８－１　むさしむらやまマイファイルの活用

健康福祉部　教育部

障害のある人が乳幼児期、学齢期、成人期に渡って、相談機関や医療機関での

記録や成育歴等の情報を集約するむさしむらやまマイファイルを活用することで、就学時や就労時に支援やサービスを円滑に受けられるようにしています。

市公式ホームページや「障害者福祉の手引」に掲載し、交付希望者に活用方法等の説明を行う等制度の周知を継続し、特別支援学校又は特別支援学級に就学又は転学する児童・生徒の保護者に学校を通じて配布し、活用を促進します。

８－２　要保護児童対策地域協議会等の活用による関係部局の連携　子ども家庭部

国は、行政分野を超えて、切れ目のない連携を推進し、平成３０年３月「家庭と教育と福祉の連携『トライアングルプロジェクトチーム』を発足しました。

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組、適切な指導及び支援を目的として、各関係機関又は関係部局の間で必要な連携を強化するため、要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係部局との連携を図ります。

８－３　福祉制度の周知　健康福祉部　教育部

児童・生徒・教職員に対する障害者差別解消及び虐待防止への理解を深めるため、小・中学校での講演会や中学校の要請に基づいた障害者制度に関する出前講座を実施しました。また、特別支援教育コーディネーター連絡会では、様々な支援の方策及び関係機関へつなぐ方法等を指導しています。

放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子どもに係る福祉制度について、教員研修会等を活用し、福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を設けるなど、教員に対する障害のある子どもに係る福祉制度を引き続き周知します。

８－４　相談窓口の一元化と保護者への分かりやすい情報提供　子ども家庭部

児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援並びに母子、乳児、幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とし、保健、医療、福祉、教育分野の各関係機関と連携して、子ども及びその家庭、妊産婦に対し、総合相談、子ども及び家庭の支援に係るサービスの利用援助及び調整その他の事業を行う「子ども家庭センター」が令和６年度に開設されました。地域における子ども家庭等に関する支援ネットワークを構築し、子どもやその保護者等の家庭に対する総合的な相談窓口として、子ども家庭センターが一元的に対応し、保護者にとって分かりやすく情報提供できるよう努めます。

８－５　保護者同士の交流や専門家による相談の実施　　子ども家庭部

子育てひろば事業に加え、「子どもカフェ事業」及び児童館事業の「親子ひろば事業」を統合し、児童館や地区会館を活用した就学前の子どもとその保護者へ安心・安全な遊び場、子育て相談ができる「健やかひろば事業」及び「健やかひろば事業（理学療法）」を新たに開始しました。引き続き活動場所を提供し、支援が必要な子どもを持つ保護者同士の交流を通じた悩みを話すことのできるコミュニティの形成や専門家への相談機会を設けることで、保護者の子育てに対する不安感や負担感の緩和を図ります。

９　乳幼児期における支援体制の推進

９－１　乳幼児健康診査の実施　　子ども家庭部

学齢期において、児童・生徒が安心して学校に通えるようにするためには、関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業までのライフステージに応じた切れ目のない支援を推進する必要があります。

３～４か月児、１歳６か月児、２歳児（歯科）及び３歳児について乳幼児健康診査を実施し、疾病や発達の遅れを早期に発見し、適切な支援につなげます。

９－２　保育所等巡回指導・相談事業の推進　　子ども家庭部

「就学支援シート」を活用した関係機関との連携や切れ目のない支援を実施するほか、保育所等に在籍する発達障害を有すると思われる児童等の保育・教育を支援するため、相談員が各施設での児童の状況等を観察し、具体的な指導方針等について専門的見地から行ってきた助言や相談を行い、障害に対する保護者の理解促進に努めます。

指針３　学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育支援の充実

１０　都立特別支援学校と連携した教育の推進

１０－１　都立特別支援学校と連携した教育　　学 校

特別支援学級における教育内容の充実を図るため、センター校である都立羽村特別支援学校から様々な指導や助言をいただき、授業改善を推進しました。

特別支援学級や通常の学級に在籍する児童・生徒に対するアセスメント、教員への助言、保護者への対応等、多岐にわたり専門性の高い連携を図っています。

多様化する児童・生徒の発達の課題等に対応するため、小・中学校、教育委員会と都立特別支援学校との連携による一貫性のある支援体制を継続します。

また、都立羽村特別支援学校が持つセンター的機能の活用（巡回相談等）も視野に入れ、各個別ケースに合う有効的な対応を検討します。

１１　特別支援教育関係会議等の推進

１１－１　特別支援教育関係会議の実施　　教育部

平成２５年度から特別支援教育関係会議（連携協議会、専門委員会、就学支援委員会、入級支援委員会）に係る窓口を一本化し、一体的な会議運営を実施しています。

計画事業の推進に当たり、連携会議において事業の進捗状況を報告し、各関係機関からの要望内容について検討します。

１１－２　巡回相談の実施　　教育部　重点事業

これまで学識経験者、医師、臨床心理士、特別支援教育コーディネーター、市立学校教諭、就学相談員等で構成された巡回相談を学校からの依頼を受けた場合や教育委員会の選定による学校で実施し、教員等に対して、特別な教育支援が必要な児童・生徒の指導内容や方法及び児童・生徒一人一人に応じた支援体制の在り方等について、適切な助言を行ってきました。

巡回相談員として委嘱する学識経験者等の人材確保に努め、小・中学校の巡回頻度を増やし、より効果的な改善につなげられる巡回相談を目指し、支援が必要な児童の早期発見・早期支援に資することができるよう、巡回相談の実施体制等について検討します。

指針４　児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進

１２　校内におけるＩＣＴの活用

１２－１　校内におけるＩＣＴの活用

教育部　学 校

他の子どもたちとの学習が困難、発達障害、特異な才能を持つ等多様な子どもたちを誰一人残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を確実に育成できるＩＣＴ環境を実現するため、令和２年度に一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備しました。

ＩＣＴ機器の効果的な利活用により、特別支援学級、特別支援教室及び通常の学級において、よりわかる授業、個別最適化された学びを提供し、児童・生徒の学習課題への興味・関心を高め、学習内容のより深い理解を促します。

学習の困難さに応じた指導や有効的な活用事例等の取組について、小・中学校で共有することにより、きめ細やかな指導と支援の充実につなげます。

また、視覚障害、発達障害等により、通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童・生徒に対して、一人一台端末の効果的な活用を推進します。

１３　医療的ケア児への支援

１３－１　医療的ケア児への支援

教育部　新規　重点事業

医療的ケア児の健やかな成長とその家族の離職の防止に資することを目的とし、令和３年９月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（通称：医療的ケア時支援法）が施行されました。

日常生活に医療的ケアを必要とする子どもの受入体制を検討するための協議の場を設け、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。

令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度
検討準備	検討	検討	実施体制 制度設計	翌年度分 予算要求

指針５　インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現

１４　交流及び共同学習の推進

１４－１　交流及び共同学習　　学　校

小・中学校は、一人一人の児童・生徒の指導と支援に必要な「合理的配慮」の視点に立ち、学校生活（朝の会・帰りの会、休み時間、給食時間、係や当番活動等）、学習及び学校行事の諸場面ごとに、どのような工夫により交流及び共同学習が可能となるのか、十分に検討することが大切です。

通常の学級と特別支援学級の双方の教育課程に交流及び共同学習を位置付け、「個別指導計画」に事前事後の指導や支援の在り方を含め、一人一人の児童・生徒の実態に応じた交流及び共同学習の在り方を明記する必要があります。

交流及び共同学習が成立するための環境の整備として、交流学級に常時特別支援学級に在籍する児童・生徒の机、椅子、ロッカー等を配置すること、同学級の児童・生徒名も含めた学級名簿を準備すること等により、同学級の児童・生徒の所属感や自己有用感を高める工夫が大切です。

交流及び共同学習を推進するに当たり、特別支援学級及び通常の学級担任はもとより、学校組織全体で適切に役割を分担しながら、児童・生徒の指導と支援が適切に行われるよう、引き続き配慮しながら実施し、特別支援学級設置校内における交流及び共同学習を推進します。

１５　都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進

１５－１　都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流　学　校

特別支援学級に在籍する児童・生徒及び都立村山特別支援学校の児童・生徒の作品を「伸びゆく子供展」として市役所ロビーで開催後、市内小・中学校において巡回展示を行い、作品を通じた交流の場となっていました。令和６年度からは、「市内小・中学校図工・美術展」において通常の学級の児童・生徒作品と一緒に展示を行っております。

小・中学校の学校行事等における特別支援学校との交流プログラム等特別支援学校の児童・生徒と市内小・中学校の児童・生徒との交流は、大切な取組です。

多様な学びの場としての児童・生徒間の交流を引き続き推進します。

１６　副籍制度の充実による交流活動の推進

１６－１　副籍制度の実施　　教育部

都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の小

・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的・間接的な交流を通じて居住する地域とのつながりを維持・継続するため、副籍制度があります。

居住する地域の中で、児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながること等が期待されております。

集団行動が苦手な児童・生徒や負担が大きく希望しない保護者もいるため、希望者数や実施件数等の増加を目標とせず、就学相談過程で就学相談員から副籍制度について保護者に周知し、就学決定後、希望する児童・生徒及び保護者、都立特別支援学校及び地域指定校の計画に沿う副籍交流を実施することが大切です。

１７　障害のある人との交流の推進

１７－１　障害のある人との交流機会の創出　教育部　健康福祉部

学校卒業後における障害のある人の学びの一環として、地域の小・中学校等における児童・生徒等との交流を促すことは、児童・生徒等にとって「心のバリアフリー」を学ぶ機会となるだけでなく、障害のある人にとっても、地域とつながりをもち、社会参加する大切な機会となります。

手話通訳者養成講習会を実施し、障害のある人との交流づくりに取り組んできました。

社会人でも参加しやすい時間帯の実施やオンラインツールの活用等により、広い交流機会を促進し、引き続き、学校行事等での交流を図ります。

１８　障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進

１８－１　障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進　教育部　学 校

障害のある児童・生徒の健やかな身体と心を育み、積極的に他者と関わり、自立と社会参加に向けた素養を涵養（かんよう）し、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がスポーツを通じて互いに理解を深められるよう、障害者スポーツの普及を図ることが重要です。

オリンピック・パラリンピック教育で重点的に育成してきたボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚等の醸成を「学校２０２０レガシー」として展開し、障害者スポーツを通した障害者理解教育を推進します。

１９　「心のバリアフリー」に関する周知及び理解の促進　学 校

１９－１　児童・生徒及び教員に対する「心のバリアフリー」に関する指導

特別支援教室の巡回指導教員により、各学級で児童・生徒へ特別支援教室等の

理解教育を行い、「心のバリアフリー」を促進させてきたため、全ての児童・生徒に対して「心のバリアフリー」に関する指導を推進します。

人権教育推進委員会において、障害者差別の防止等人権課題について教員に指導を徹底するよう周知し、教員の「心のバリアフリー」の理解を促進します。

２０　特別支援教育に関する周知と理解の促進

２０－１　特別支援教育講演会の開催

教育部　重点事業

共生社会の実現に向け、障害を理解するため、市民向けの講演会を実施しておりますが、講演会の配信を行う等特別支援教育に関心を持つ機会となり、広い普及啓発につながるような参加申込方法の周知や講演方法等について、検討します。

２０－２　特別支援教育の理解啓発

教育部

発達障害に対する保護者の理解を深めるため、保護者アプリ等を活用して東京都の特別支援教育に関するパンフレット等を配信し、定期的な周知を実施します。

２１　人権を尊重する教育の推進

２１－１　人権尊重の精神を涵養（かんよう）する取組の推進

教育部　学　校

心のバリアフリーや特別支援教育に関する周知と理解の促進を図り、人権意識の高揚や道徳教育を推進していくことが必要です。

人権教育推進委員会の開催、小・中学校の人権委員へ人権課題の周知、伝達講習等の実施し、引き続き人権を尊重する教育を推進します。

２１－２　心の教育の充実

教育部　学　校

児童会・生徒会が中心となり、児童・生徒自らがいじめを根絶していくための自治的活動を小・中学校で取り組んできました。

若手教員育成研修等を機会として、児童・生徒に対する人権を尊重する教育が行われるよう東京都教育委員会作成のリーフレット等を活用の上、教職員の人権意識の醸成及び周知を継続し、心の教育の充実化を図ります。

3　所管別行動計画

（１）学校における行動計画

具体的な施策		事業名	方向
指針１　：　特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上			
	１　特別支援教育の視点を明確にした学校経営	１－１学校経営方針への位置付け、推進状況の把握及び進行管理	継続
	２　特別支援教育校内体制の整備	２－１特別支援教育校内委員会（重点）	拡充
	３　通常の学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒への個別指導と支援の充実	３－１通常の学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒への指導と支援	継続
		３－２特別支援教室の運営	継続
	４　通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進	４－１通常の学級及び特別支援学級における授業の改善	継続
		４－２特別支援学級における仮説検証研究	継続
指針２　：　特別支援教育支援体制の整備・推進			
	７　未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携	７－１就学支援シートの活用（重点）	拡充
		７－２学校生活支援シートの作成と活用	継続
		７－３連携型個別指導計画の作成と活用（重点）	拡充
		７－４保護者への説明の実施	継続
指針３　：　学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育支援の充実			
	１０　都立特別支援学校と連携した教育の推進	１０－１都立特別支援学校と連携した教育	継続
指針４　：　児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進			
	１２　校内におけるＩＣＴの活用	１２－１校内におけるＩＣＴの活用	継続
指針５　：　インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現			
	１４　交流及び共同学習の推進	１４－１交流及び共同学習	継続
	１５　都立特別支援学校・学級の児童・生徒間の交流の促進	１５－１都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進	継続
	１８　障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進	１８－１障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進	継続
	１９　「心のバリアフリー」に関する周知及び理解の促進	１９－１児童・生徒に対する「心のバリアフリー」に関する指導	継続
	２１　人権を尊重する教育の推進	２１－１人権尊重の精神を涵養（かんよう）する取組の推進	継続
		２１－２心の教育の充実	継続

（２）教育部における行動計画

具体的な施策		事業名	方向
指針１　：　特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上			
	５　教育委員会における支援体制の継続	５－１介助員・特別支援教育支援員の配置	継続
		５－２特別支援学級緊急時通学タクシー事業の実施	継続
	６　教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成	６－１特別支援教育に関する研修会の実施	継続
		６－２特別支援教育コーディネーター連絡会の実施	継続
指針２　：　特別支援教育支援体制の整備・推進			
	８　教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	８－１むさしむらやまマイファイルの活用	継続
		８－３教員への福祉制度の周知	継続
指針３　：　学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育支援の充実			
	１１　特別支援教育関係会議等の推進	１１－１特別支援教育関係会議の実施	継続
		１１－２巡回相談の実施（重点）	拡充
指針４　：　児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進			
	１２　校内におけるＩＣＴの活用	１２－１校内におけるＩＣＴの活用	継続
	１３　医療的ケア児等への支援	１３－１医療的ケア児への支援（重点）	拡充
指針５　：　インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現			
	１６　副籍制度の充実による交流活動の推進	１６－１副籍制度の実施	継続
	１７　障害のある人との交流の推進	１７－１障害のある人との交流機会の創出	継続
	１８　障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進	１８－１障害者スポーツを通した障害者理解教育の推進	継続
	２０　特別支援教育に関する周知と理解の促進	２０－１特別支援教育講演会の開催（重点）	拡充
		２０－２特別支援教育の理解啓発	継続
	２１　人権を尊重する教育の推進	２１－１人権尊重の精神を涵養（かんよう）する取組の推進	継続
		２１－２心の教育の充実	継続

（３）その他部局における行動計画

①　健康福祉部

具体的な施策		事業名	方向
指針２　：　特別支援教育支援体制の整備・推進			
	８　教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	８－１むさしむらやまマイファイルの活用	継続
		８－３教員への福祉制度の周知	継続
指針５　：　インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現			
	１７　障害のある人との交流の推進	１７－１障害のある人との交流機会の創出	継続

②　子ども家庭部

具体的な施策		事業名	方向
指針２　：　特別支援教育支援体制の整備・推進			
	８　教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	８－２要保護児童対策地域協議会等の活用による関係部局の連携	継続
		８－４相談窓口の一元化と保護者への分かりやすい情報提供	継続
		８－５保護者同士の交流や専門家による相談の実施	継続
	９　乳幼児期における支援体制の推進	９－１乳幼児健康診査の実施	継続
		９－２保育所等巡回指導・相談事業の推進	継続

第５章　計画の進行管理

１　計画の推進体制

本計画の推進に当たり、市民、学校、関係部局及び関係機関と連携し、必要な事業の推進を図ります。

また、本計画の実行性を高めるため、年度ごとにそれぞれの事業の進捗状況について調査を行い、その結果を「特別支援教育連携協議会」に報告し、調査結果を踏まえた本市の児童・生徒の特別支援教育の更なる推進方策等について協議・検討を行います。

２　計画の点検・評価

本計画の着実な展開に向けて、進捗状況についての定期的な調査・確認と併せて、設定指標を用いた的確な評価・検証を実施し、ＰＤＣＡサイクルの適切な運用に基づく定期的なフォローアップを行います。また、フォローアップの結果については、広く市民に公表することで、事業の透明性を図ります。

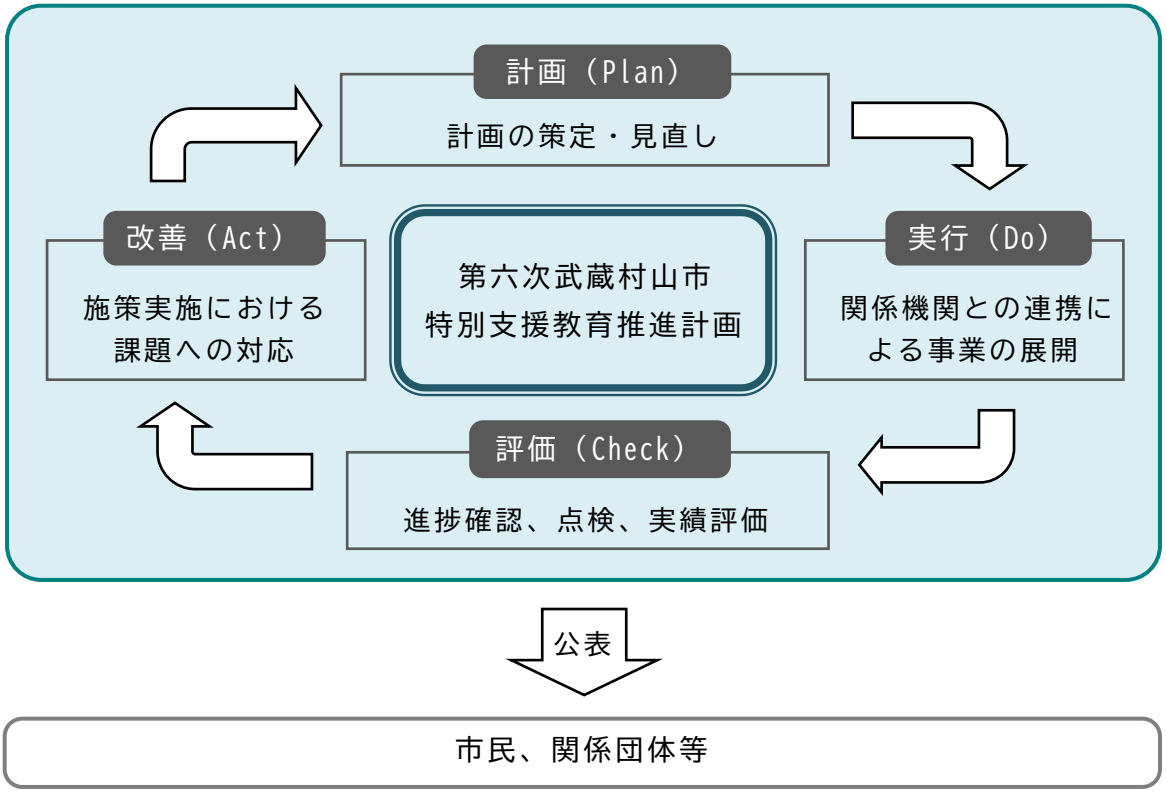

図５－１　計画の点検・評価フォローアップ体制